(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)
温度ヒューズ装置	連動制御器			連動機構用予備電源		自動閉鎖装置			総合的な作動の状況
設置の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	結線接続の状況	接地の状況	予備電源への切り替えの状況	劣化及び損傷の状況	容量の状況	設置の状況	再ロック防止機構の作動の状況	防火扉の閉鎖の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	目視により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構、予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。（十七）の項の点検が
温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	容量が不足していること。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。

(十七)
防火区画（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百十二条第九項の規定による区画に限る。）の形成の状況
当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。
防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

別表第二

	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)
(い)検査項目	防火シャッター					
	設置場所の周囲状況	駆動装置（(二)から(四)までの項の点検については、日常的に開閉するものに限る。）				
(ろ)検査事項	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	スプロケットの設置の状況	軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はローブ車の劣化及び損傷の状況	ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況	スラット及び座板の劣化等の状況
(は)検査方法	目視により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。	防火、シャッターを閉鎖し、目視により確認する。
(に)判定基準	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。	取付けが堅固でないこと。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラット若しくは片流れ若しくは固着があること。